

【保険診療でのプラセンタ療法について】

保険診療では、①更年期障害、乳汁分泌不全または②肝機能障害のある方々に対しプラセンタ（①メルスモン®、②ラエンネック®）の皮下注射での治療が認められています。

女性の更年期とは、一般的に45歳から55歳の時期にあたります。40歳を過ぎると卵巣機能が徐々に低下することにより、多岐にわたる様々な症状を認めます。代表的な症状として、ほてり・のぼせ、イライラ、倦怠感などがあり、また頭痛、肩こり、腰痛、関節痛など身体の所々の『痛み』も生じます。一人ひとり重症度は異なりますが、概ね60歳までには落ち着きます。

当院では『痛み』の症状が更年期障害に由来すると医師が判断した場合にのみ、保険診療でのプラセンタ療法を実施しています。当院での更年期障害に対するプラセンタ療法の保険診療は、上記の理由から40歳から60歳までが対象となります。（※）

標準的には週2回の頻度で3ヶ月ほど治療を継続し、症状が改善すれば週1回の頻度で効果を持続させます。ただし更年期障害には個人差があるため、治療頻度や期間は調整いたします。

（※）美肌やアンチエイジング等の『美容』を目的とした治療の保険診療は認められておりません。

（注）ペインクリニック・整形外科（副院長担当）の診療日のみの実施で、小児科（院長担当）の診療日では実施しておりません。また、お電話による相談は出来ませんので、予めご了承ください。

医療法人優輝会 戸田小児科内科ペインクリニック
副院長・理事 戸田繁